

横須賀市保育士負担軽減事業補助金交付要綱

（総則）

第1条 この要綱は、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（以下「保育支援者等」という。）を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時や特に見守り等が必要な時間帯の安全管理を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び規則の例による。

（補助対象事業）

第3条 保育支援者及びスポット支援員の配置に要する費用の一部を補助する。

2 保育支援者及びスポット支援員は、令和6年4月1日以降、次条各号に掲げる施設に新たに配置された者とする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、本市に認可等を受けた又は所在する次のいずれかに該当する施設を設置・運営する法人又は個人とする。

（1）保育支援者の配置

保育所、幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」）

（2）スポット支援員の配置

保育所等、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所及び幼稚園型認定こども園

(実施事業)

第5条

(1) 保育支援者の配置

保育支援者は、保育士資格を有しない者で、次に掲げる保育に係る周辺業務を行うものとする。

- ① 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
- ② 給食の配膳・あとかたづけ
- ③ 寝具の用意・あとかたづけ
- ④ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
- ⑤ 児童の園外活動時の見守り等
- ⑥ その他、保育士の負担軽減に資する業務

(2) スポット支援員の配置

- ① 本事業は、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯にスポット支援者を配置し、安全な保育体制の強化を行うものとする。
- ② スポット支援員は、対象施設が同条(1)の事業と合わせて実施する場合は、同条(1)で配置した保育支援者とは別に加配すること。

(補助基準額等)

第6条 この要綱における補助対象基準額及び対象経費は別表のとおりとする。

- 2 前項の規定に関わらず、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の補助事業により、その経費が交付される場合には、対象としない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに市長に補助金等交付申請書を提出しなければならない。

- 2 本事業は、保育士の負担軽減を図ることを目的としているため、保育支援者を配置する保育所等は、実施計画書を提出するものとする。実施計画書には、①本事業による保育支援者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容、②職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育支援者の配置を除く。）を記載すること。

(補助額)

第8条 補助事業に対する補助金の額は、予算の範囲内において、別表に定める対象経費の実支出額と基準額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

2 補助金の額は、補助対象経費と認められる額の全額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(実績報告)

第9条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費に係る明細書
- (2) 賃金台帳又は給与明細の写し
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(書類の整備等)

第10条 補助事業者は、規則第8条に規定する書類及び帳簿を当該補助事業の完了した日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第 6 条関係）

補助対象基準額	補助対象経費
1 保育支援者の配置 1 か所当たり月額 100,000円 2 スポット支援員の配置 1 か所当たり月額 45,000円	補助対象事業を実施するために必要な次の経費 報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料